

## 足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、太陽光発電システムを設置した者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、脱炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電システム 太陽光エネルギーにより発電した電気を低圧配電線と逆潮流有りで連系したシステムをいう。
- (2) 区内事業者 足立区内に本店、支店又は営業所等を有し、当該営業所等において契約締結の権限を有する者を置いている事業者をいう。
- (3) 公益的施設 区から施設整備費、運営経費等の補助を受けている施設のうち次に掲げるものをいう。

ア 町会・自治会会館

イ 民設民営の高齢者施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、社会事業授産施設等の施設をいう。）

ウ 民設民営の障がい者施設（心身障がい者（児）施設、生活介護施設、自律訓練（生活訓練）施設、就労移行支援施設、就労継続支援施設、短期入所施設、施設入所支援施設、共同生活援助施設、地域活動支援センター、日中保護（日中一時支援）事務所、児童発達支援施設、放課後等デイサービス等の施設をいう。）

エ 私立保育園

オ 私立幼稚園

カ その他区長が特に認めたもの

### (補助金の交付対象)

第3条 この要綱における補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区内の住宅（分譲マンションを除く。）に発電システムを設置した個人（ただし、当該住宅が集合住宅の場合は、住宅の所有者）
- (2) 区内の分譲マンションに区分所有者全員の共有に属する発電システムを設置した当該分譲マンションの管理者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項の規定により選任された管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人をいう。）
- (3) 事業の用に供する区内の建築物（公益的施設を除く。）に発電システムを設置した事業者
- (4) 区内の公益的施設に発電システムを設置した事業者

2 前項に定めるもののほか、補助対象者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 未使用の発電システム一式を新規に購入し、及び設置すること（太陽電池モジュール、パワーコンディショナー等の買替えを除く。）。
- (2) 電力会社と余剰電力の買取りにかかる電力受給契約（以下「電力受給契約」という。）を締結していること。
- (3) 発電システムを設置した日（新築の建物に設置した場合は、当該建物の引渡しを受けた日）から12か月を経過していないこと。
- (4) 補助対象者が個人の場合にあっては、本補助金の申請を行う年度の前年度において住民税の滞納がないこと。
- (5) 補助対象者が法人の場合にあっては、法人住民税（当該法人の法人住民税が非課税等の事情がある場合にあっては、法人税）の滞納がないこと。
- (6) 設置した発電システムが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであり、認証の有効期限内の製品であること。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、機器の設置に要する経費（消費税を除く。）とし、その範囲は太陽電池モジュール、架台、接続箱、パワーコンディショナー及び配線器具の購入並びに取付工事及び施工に関する費用とする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付対象者が自ら工事を行った場合は、取付工事及び施工に関する費用は補助対象経費としないこととする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1に相当する額又は別表の補助単価の欄に掲げる額に当該発電システムの最大出力を乗じて得た額のいずれか小さい額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とする。ただし、当該額が同表の上限金額の欄に掲げる額を超えるときは、当該上限金額の欄に掲げる額を補助金の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、当該補助金の額及び本補助金に係る交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額を当該補助金の額から減額する。この場合において、減額後の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の交付額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 設置したシステムの概要書（第2号様式）
- (2) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性（第3号様式）又は出力対比表の写し
- (3) 太陽電池モジュールの配置図
- (4) 発電システムの設置に係る領収書の写し（ローンによる支払の場合は、ローンの

契約書の写し)

- (5) 発電システム本体及び設置工事に係る領収書の内訳を記載した書面の写し
  - (6) 発電システムの設置完了後のカラー写真
  - (7) 電力受給契約を締結していることが確認できる書類の写し
  - (8) 発電システムの設置日（新築の建物に設置した場合は、当該建物の引渡しを受けた日）が確認できる書類（メーカーが発行した保証書等）の写し
  - (9) 区内事業者が販売する発電システムを設置する者にあつては、発電システムの設置に係る契約書の写し
  - (10) 発電システムを自己所有でない建物又は共有名義の建物に設置した場合（分譲マンションに設置した場合を除く。）は、建物所有者（共有名義の建物に設置した場合にあつては、申請者以外の共有者）の承諾書（第4号様式）
  - (11) 申請者が個人で居住地と設置場所が異なる場合は、建物の不動産登記事項証明書
  - (12) 申請者が個人で住民登録地が足立区外の場合は、住民票（発行後3か月以内のものに限る。）又は氏名と住所が確認できる書類の写し
  - (13) 申請者が個人で、補助金の申請を行う前々年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書（いずれも発行後3か月以内のものに限る。）
  - (14) 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）
  - (15) 申請者が法人の場合は、申請に係る建物の不動産登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）
  - (16) 申請者が法人の場合は、法人住民税納税証明書（法人住民税が非課税などの理由で当該証明書を取得できない場合にあつては、法人税納税証明書その3の3）（発行後3か月以内のものに限る。）
  - (17) 公益的施設に発電システムを設置する場合は、発電システムを設置する施設に関して区から施設整備費、運営経費等の補助を受けていることを確認できる書面の写し
  - (18) 他の団体から同種の補助金の交付を受けている場合、当該交付を受けていることが分かる書類の写し
  - (19) 設置した発電システムが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであることが確認できる書類の写し
  - (20) その他区長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による補助金の交付申請の受付については、区長が定める期間に行うものとする
  - 3 前項の受付については、先着順とし、区の予算額に達したときをもって、交付申請の受付を終了する
  - 4 前項の受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行う

ものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 区長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、第3条に規定する基準に適合すると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書(第5号様式)により当該申請者に通知する。

2 区長は、申請者について第3条に規定する基準に適合しないと認めるとき又は予算の範囲を超えるときは、本補助金の不交付を決定し、太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書(第6号様式)により当該申請者に通知する。

3 第1項の規定による交付決定を受けた者(以下「本補助金交付決定者」という。)は、太陽光発電システム設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書(第7号様式)を区長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条第3項の規定により太陽光発電システム設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書が提出された場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第9条 本補助金交付決定者は、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内に、補助金の交付対象となった発電システムの処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、太陽光発電システム設置費補助金に係る財産処分承認申請書(第8号様式)を事前(事前に提出が困難な場合は、事後)に区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めるときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対し太陽光発電システム設置費補助金に係る財産処分承認通知書(第9号様式)により通知する。

3 区長は、第1項の規定による財産処分承認申請をした者について正当な理由がないと認めるときは、太陽光発電システム設置費補助金に係る財産処分不承認通知書(第10号様式)により当該申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、本補助金交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。

(2) 前条第1項の規定による承認を受けずに、補助金の交付対象となった発電システムの処分をしたとき。

(3) 本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。

(4) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに太陽光発電システム設置費補助金交付決定取消通知書(第11号様式)により当該申請者に通知する。

(補助金の返還)

第11条 本補助金交付決定者は、前条第1項の規定に基づき区長が補助金の交付決定を取

り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、区長が定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

(状況調査)

第12条 区長は、必要に応じて本補助金の対象となった発電システムの状況調査を行うことができる。

(省エネ・節電活動への取組)

第13条 本補助金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(管理義務)

第14条 本補助金交付決定者は、当該発電システムを常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査協力)

第15条 本補助金交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成17年10月1日から適用する。
- 2 足立区太陽光発電システム設置補助金交付要綱は、廃止する。
- 3 平成17年度において足立区太陽光発電システム設置補助金交付要綱第3条の規定により、財団補助金の交付額確定通知及びNEDOの補助金の確定通知を受けた者は、この要綱に基づく第3条の交付要件を満たしているとみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、電力受給開始日が平成20年4月1日以降である者に適用し、電力受給開始日が平成20年3月31日以前である者については、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、電力受給開始日が平成21年4月1日以降である者に適用し、電力受給開始日が平成21年3月31日以前である者については、なお、従前の例による。

付 則(22足環温発2010号 平成23年3月31日区長決定)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に、発電システム設置工事に着手している者に係る補助金の申請手続（補助金の交付額に係る部分を除く。）については、なお従前の例による。

付 則(23足環温発2029号 平成24年3月30日区長決定)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、発電システムの設置に係る契約日が平成24年4月1日以降である者に適用し、契約日が平成24年3月31日以前である者については、なお、従前の例による。

付 則(24足環政発第2545号 平成25年3月13日区長決定)  
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(25足環政発第4135号 平成26年3月25日区長決定)  
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(27足環政発第80号 平成27年4月17日区長決定)  
この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則(27足環政発第3446号 平成28年3月31日区長決定)  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(28足環政発第3859号 平成29年3月31日区長決定)  
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(29足環政発第3310号 平成30年3月27日区長決定)  
1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 足立区公益的施設用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(28足環政発第3859号 平成29年3月31日区長決定)は、廃止する。

付 則(30足環政発第3416号 平成31年3月29日区長決定)  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(31足環政発第3508号 令和2年3月12日区長決定)  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(2足環政発第3839号 令和3年3月19日区長決定)  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(3足環政発第4627号 令和4年3月30日区長決定)  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則(4足環政発第861号 令和4年6月10日区長決定)  
この要綱は、令和4年6月13日から施行する。

付 則(4足環政発第4294号 令和5年3月16日区長決定)  
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(5足環政発第5031号 令和6年3月28日 区長決定)  
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則(6足環政発第5385号 令和7年3月31日 区長決定)  
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則(7足環政収第3307号 令和7年10月17日 区長決定)  
(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものに、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第5条関係）

	補助単価	上限金額		
	発電システムの発電設備最大出力（小数点以下2桁未満切捨て）1キロワットあたり	分譲マンション及び 公益的施設以外に設置	分譲マンションに設置	公益的施設に設置
区内事業者以外のものが販売する発電システムを設置した場合	6万円	24万円	60万円	120万円
区内事業者が販売する発電システムを設置した場合	7万2千円	28万8千円	72万円	144万円

(提出先)  
足立区長

## 太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

太陽光発電システム設置費補助金の交付を下記のとおり申請します。  
本補助申請にあたっては、足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定を遵守します。  
また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報及び税務情報を調査し、利用することを承諾します。

記

### 1 補助金交付申請額

申請金額	円（1,000円未満切捨て）
------	----------------

### 2 申請者

住所	〒 _____ <input type="checkbox"/> 年1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、 年度納税証明書の原本を添付している（足立区転入日 . . . ）
ふりがな	
申請者名	
電話番号	

※申請者名は、個人名、会社名及び代表者名、管理組合名及び理事長名 等

### 3 システムの概要

システムを設置した建物の住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> その他（以下の住所に設置） 〒 _____ 足立区
設置年月日	_____年 _____月 _____日（※新築の場合は、建物引渡日）
太陽電池出力	最大出力 _____ kW（小数点以下2桁未満切捨て）
製造メーカー	

### 4 システムの販売者

店舗名		担当者名	
住所			
電話番号			

### 5 他団体からの太陽光発電システム補助金の有・無（いずれかの□に✓をしてください。）

申請状況	<input type="checkbox"/> 交付決定済み <input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請予定なし		
団体名		補助金交付額（予定）	_____円

### 6 申請書提出者（2申請者と異なる場合は記入してください。）

事業者名称	<input type="checkbox"/> 4システムの販売者と同じ <input type="checkbox"/> その他（以下を記入）		
担当者氏名		電話番号	

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

申請者名 \_\_\_\_\_

設置したシステムの概要書

項 目		内 容										
太陽電池モジュール	太陽電池モジュールの型式名	①										
		②										
		③										
	太陽電池モジュールの製造番号 及び出力特性	(別紙（第3号様式）に記載してください)										
	製造メーカー											
	太陽電池の公称最大出力（注1） と使用枚数	①				.		W ×				枚
	②				.		W ×				枚	
	③				.		W ×				枚	
太陽電池の最大出力（注2）			.			k W						
(小数点以下2桁未満切捨て)												
パワーコンディショナー	パワーコンディショナーの 型式名											
	パワーコンディショナーの 製造番号											
	製造メーカー											
	定格出力			.			k W					
(小数点以下2桁未満切捨て)												
電池設置方法	太陽電池モジュールの設置場所 (いずれかの枠内に✓を記入してください)	<input type="checkbox"/> 新築住宅の屋根上（注3） <input type="checkbox"/> 地表上 <input type="checkbox"/> 既築住宅の屋根上 <input type="checkbox"/> ベランダ <input type="checkbox"/> その他										
	太陽電池モジュールの固定方法 (いずれかの枠内に✓を記入してください)	<input type="checkbox"/> 建材一体型 <input type="checkbox"/> 架台設置型										
配線種別	システムの配線種別 (いずれかの枠内に✓を記入してください)	<input type="checkbox"/> 余剰配線 <input type="checkbox"/> 全量配線 (全量配線の場合は補助金の対象になりません)										

(注1) 公称最大出力とは、日本工業規格に規定される太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。

(注2) 太陽電池の最大出力とは、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をいう。

(注3) 新築住宅とは、過去に誰も入居したことがなく居住建築後1年未満の物件をいう。



年 月 日

（提出先）  
足立区長

（承諾者）

住 所 \_\_\_\_\_

（ふりがな）

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 承 諾 書

足立区太陽光発電システム設置費補助金の申請にかかる下記の建築物は、  
（ 私の所有 ・ 申請者と私との共有 ）にかかるとは、申請者が法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者が対象システムを設置することを承諾します。

記

（対象システムの設置を予定する住所等）

- 1 システムの設置を予定する建築物の住所
- 2 設置予定の建築物の形態
- 3 申請者の住所
- 4 申請者氏名
- 5 申請者との関係

様

足立区長

## 太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

先に申請のあった太陽光発電システム設置費補助金について、足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条第1項に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 システムを設置した建物の住所

足立区

2 補助金交付金額

¥ \_\_\_\_\_

3 補助金交付決定後の注意事項

足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助金の交付決定日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内に、補助金の交付対象となった発電システムを処分しようとするときは、財産処分承認申請書を提出し承認を受ける必要があります。

4 補助金の交付決定の取消しおよび補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を請求する場合があります。

- (1) 虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。
- (2) 補助金の交付対象となった発電システムについて未承認の財産処分をしたとき。
- (3) その他、本補助金の交付要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

No. \_\_\_\_\_

様

足立区長

## 太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書

先に申請のあった太陽光発電システム設置費補助金について、足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条第2項に基づき、下記の理由により不交付を決定しましたので通知します。

### 記

1 システムを設置した建物の住所

足立区

2 理 由

No. \_\_\_\_\_

### 太陽光発電システム設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条第3項に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金請求金額	¥				0	0	0
---------	---	--	--	--	---	---	---

〒

住 所 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(提出先)  
足 立 区 長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀 行 ・ 信用組合 信用金庫 ・ 農 協								本 店 支 店 出張所
	預金種別	普 通	口座番号						
	フリガナ								
	口座名義人								

\* 口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No. \_\_\_\_\_

本請求の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

申請者名 \_\_\_\_\_

年 月 日

（提出先）  
足立区長

（申請者）

住所	〒 —
ふりがな	
申請者名	
電話番号 (昼間の連絡先	— — )

### 太陽光発電システム設置費補助金に係る財産処分承認申請書

先に太陽光発電設置費補助金の交付決定を受けた太陽光発電システムの処分について、足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第9条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

#### 記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 処分の予定日 年 月 日から  
( 年 月 日まで)

3 処分の内容（該当する項目を○で囲んでください。）

売却 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸与 ・ 担保 ・ 廃棄 ・ その他

その他の場合は具体的に記入してください。

[ ]

4 処分の理由

様

足立区長

## 太陽光発電システム設置費補助金に係る財産処分承認通知書

先に届出のあった太陽光発電システム設置費補助金に係る財産処分について、足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

### 記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 処分承認日 年 月 日

3 処分の内容

第10号様式（第9条関係）

足 収第 号  
年 月 日

様

足立区長

## 太陽光発電システム設置費補助金に係る財産処分不承認通知書

先に申請のあった太陽光発電システム設置費補助金に係る財産処分承認申請について、足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第9条第3項に基づき、不承認としましたので通知します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 不承認の理由

足 発第 号  
年 月 日

様

足立区長

## 太陽光発電システム設置費補助金交付決定取消通知書

足 収第 号、 年 月 日付で通知した太陽光発電システム設置費補助金交付決定について、足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第10条第1項に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

### 記

1 システムを設置した建物の住所

足立区

2 理 由

3 補助金交付決定取消金額

¥ \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_